

【ペット問題】

ペット・展示利用されるカメ ——日本の取引動向と課題

若尾 慶子 Keiko Wakao

WWF ジャパン野生生物グループ コンサベーションオフィサー

日本は世界有数の爬虫類ペット市場があり、輸入大国であると同時に日本産カメの輸出国でもある。特に南西諸島の固有種は人気が高い。世界的にカメのペット・展示利用が広がるなか、密輸や違法取引が後を絶たず、野生個体の減少や生態系への影響が懸念される。日本のカメ生体取引の現状とペット利用に伴うリスク、持続可能な利用に向けた課題を考える。

1 はじめに

エキゾチックペットの代表ともいえる爬虫類ペット市場は、世界的に拡大しており、今や国際取引額は100億円を超えている¹⁾。日本は、米国に次ぐ輸入大国で、爬虫類生体の輸入額は、2020年以降世界第2位の地位を保っている^{1)~4)}。

日本の爬虫類ペット市場の拡大は、フェアやエ

キスポとよばれる展示即売会の開催数の多さにも裏づけられる⁵⁾。また、エキゾチックアニマル*カフェ等とよばれる、生きた動物を展示し、展示動物と写真を撮ったり、動物に触れたり、餌を与えたりできるふれあい施設でも爬虫類は人気がある⁶⁾。

爬虫類は、分類学上の爬虫綱と同義に用いられ、ウミガメ、淡水ガメ、リクガメを含む分類群のカメ目、トカゲとヘビが含まれる有鱗目、ニュージーランドに生息する2種のみが属するムカシトカゲ目およびワニ目から成る。近年、ペット市場において、有鱗目が目立つようになったが、依然カメ目は重要な位置を占めている³⁾。



図1 爬虫類の展示即売会の様子

(写真提供：TRAFFIC)

用語解説 Glossary

【エキゾチックアニマル】

合意された定義はないが、一般に犬猫以外の小動物を指す。モルモットなど家畜化された動物と野生動物（野生捕獲個体及び飼育下繁殖個体）の両方が含まれる。海外では、文字どおり、在来種以外の動物を指すことが多い。

表1 利用規制されているカメ

日本に生息するカメ目のうち、ワシントン条約の附属書に掲載されている種（ウミガメ科、オサガメ科を除く）および日本の法令で取引・飼養が規制されている種を示す。
[出典：文献7), 8), 23), 24), 25), 26)]

規制	種・分類群	学名
CITES 附属書II (2013年～)／天然記念物 (1972年～)／国内希少野生動植物種	リュウキュウヤマガメ	<i>Geoemyda japonica</i>
CITES 附属書II (<i>Cuora</i> 属として, 2000年～)／天然記念物 (セマルハコガメとして, 1972年～)	ヤエヤマセマルハコガメ	<i>Cuora flavomarginata evelynae</i>
CITES 附属書II (<i>M. mutica</i> として, 2003年～)／沖縄県希少野生動植物種	ヤエヤマシシガメ	<i>Mauremys mutica kami</i>
CITES 附属書II (<i>M. mutica</i> として, 2003年～)	ミナミシシガメ	<i>Mauremys mutica mutica</i>
CITES 附属書II (2023年～)／特定外来生物	カミツキガメ	<i>Chelydra serpentina</i>
CITES 附属書II (2013年～)	ニホンシシガメ	<i>Mauremys japonica</i>
国際希少野生動植物種	クロスッポン	<i>Apalone spinifera atra</i>
	マダガスカルホシガメ (ホウシャガメ)	<i>Astrochelys radiata</i>
	イニホーラリクガメ	<i>Astrochelys yniphora</i>
	バタグル・アフィニス	<i>Batagur affinis</i>
	ユツユビガメ	<i>Batagur baska</i>
	ニシキセタカガメ	<i>Batagur kachuga</i>
	ウミガメ科 (漁業法に基づき適法採捕された個体等, 当該個体から繁殖させた個体等は譲渡し等の禁止の適用除外)	Cheloniidae
	ガラバゴスゾウガメ	<i>Chelonoidis niger</i>
	タイコガシラスッポン	<i>Chitra chitra</i>
	ビルマコガシラスッポン	<i>Chitra vandijki</i>
	ラオスモエギハコガメ	<i>Cuora bourreti</i>
	モエギハコガメ	<i>Cuora galbinifrons</i>
	カンボジアモエギハコガメ	<i>Cuora picturata</i>
	オサガメ (漁業法に基づき適法採捕された個体等, 当該個体から繁殖させた個体等は譲渡し等の禁止の適用除外)	<i>Dermochelys coriacea</i>
	インドホシガメ	<i>Geochelone elegans</i>
	ビルマホシガメ	<i>Geochelone platynota</i>
	ハミルトンクサガメ	<i>Geoclemys hamiltonii</i>
	ミュールンベルグイシガメ	<i>Glyptemys mühlenbergii</i>
	メキシコゴーフアガメ	<i>Gopherus flavomarginatus</i>
	キノステルノン・コラ	<i>Kinosternon cora</i>
	キノステルノン・ヴォグティ	<i>Kinosternon vogti</i>
	パンケーキガメ	<i>Malacochersus tornieri</i>
	アンナンガメ	<i>Mauremys annamensis</i>
	ミスジヤマガメ	<i>Melanochelys tricarinata</i>
	モレニア	<i>Morenia ocellata</i>
	インドスッポン	<i>Nilssonina gangetica</i>
	フルムスッポン	<i>Nilssonina hurum</i>
	リーススッポン	<i>Nilssonina leithii</i>
	ウスグロスッポン	<i>Nilssonina nigricans</i>
	カチューガ	<i>Pangshura tecta</i>
	オオアタマガメ科	Platysternidae
	チズガメ	<i>Psammobates geometricus</i>
	オーストラリアヌマガメモドキ	<i>Pseudemydura umbrina</i>
	クモノスガメ	<i>Pyxis arachnoides</i>
	ヒラオリクガメ	<i>Pyxis planicauda</i>
	ヒメアメリカハコガメ	<i>Terrapene coahuila</i>
	エジプトリクガメ	<i>Testudo kleinmanni</i>
特定外来生物	ハナガメ	<i>Mauremys sinensis</i>
	ハナガメ×ニホンシシガメ	<i>M. sinensis x M. japonica</i>
	ハナガメ×ミナミシシガメ	<i>M. sinensis x M. mutica</i>
	ハナガメ×クサガメ	<i>M. sinensis x M. reevesii</i>
	アカミミガメ (販売・頒布目的以外の飼育及び取引は、飼養等の禁止及び譲渡し等の禁止の適用除外)	<i>Trachemys scripta</i>
特定動物	カミツキガメ科およびその交雑種 (カミツキガメ <i>Chelydra serpentina</i> を除く)	Chelydridae



図2 西表島のヤエヤマシガメ

(写真提供：Yukari Yamashita / WWF-Japan)



図3 飼育下のヤエヤマセマルハコガメ

(写真提供：沖縄こどもの国)

2 爬虫類生体利用に関する規制

今年2025年11月には、ワシントン条約の第20回締約国会議*が開催される。ワシントン条約は、50年前の1975年に発効した条約で、野生生物が過度に利用されることのないよう国際取引を規制することによって種を保護することを目的としている。現在、日本を含め180を超える国・地域が加盟している。保護対象となる野生生物は、原則、種ごとにその危機的状況の度合いと取引の影響度を鑑みて、規制の程度が異なる附属書I～IIIのいずれかに掲載される。今、まさに絶滅のおそれがあり、それに取引が影響していると考えられる場合、その種は、附属書Iに掲載され、国際取引（輸出入）は、原則禁止される（学術目的など、例外あり）。ゴリラ、トラ、マッコウクジラ、トキなどが附属書Iに掲載されている。附属書II

には、最も多くの約4万種が掲載されている。これらは、取引を制限しないと、将来絶滅の危険性が高くなるおそれがあると考えられる種である。国際取引をおこなうには、輸出国の政府が、取引が種にとって有害でないと判断し、許可することが条件となる。附属書IIIも基本的な規制と仕組みは附属書IIと同様だが、自国に生息する種を保全するために国際的な協力を求めている種が掲載される。爬虫類では、約1,300種がワシントン条約の保護対象になっていて、うち、カメ目は、238種である⁷⁾。

この中には、日本に生息するカメ目も含まれている。ウミガメ科、オサガメ科以外では、表1に示すとおり、ニホンイシガメ *Mauremys japonica*、ヤエヤマシガメ *Mauremys mutica kami* (*M. mutica*として、図2)、ミナミイシガメ *M. m. mutica* (*M. mutica*として)、リュウキュウヤマガメ *Geoemyda japonica* (図4)、ヤエヤマセマルハコガメ *Cuora flavomarginata evelynae* (*Cuora* spp.として、図3) およびカミツキガメ *Chelydra serpentina* が輸出入の際に輸出国の許可が必要な附属書IIに掲載されている⁷⁾⁸⁾。ワシントン条約のほか、カメ生体の取引や飼養を規制する国内の法令もある(表1)。

文化財保護法(昭和25年法律第214号)は、“国民の文化的向上と世界文化の進展に寄与すること

用語解説 Glossary

【絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約, Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora) 締約国会議】

CITES CoPと略される。条約加盟国が一堂に会しておこなわれる最高決定機関。開催は2～3年に一度。締約国のみが、附属書への種の追加、掲載内容の変更および削除を提案できる。



図4 野生のリウキュウヤマガメ

(写真提供：藤根誠道)



図5 海外におけるカメの押収

(写真提供：Will Luijff/WWF)

を目的”に文化財の一類型として天然記念物に指定される動物を保護する。カメ目では、沖縄県のセマルハコガメとリウキュウヤマガメが天然記念物に指定され、現状変更が禁止されている。すなわち、個別に許可を得なくては、捕獲はもとより、移動させることもできないのである。

希少な野生動植物を保護する法律である「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法、平成4年法律第75号）」の国内希少野生動植物種に指定された種は、殺傷や捕獲、取引が禁止されている。カメ目では、リウキュウヤマガメが国内希少野生動植物種である。同法では、ワシントン条約附属書Iに掲載されている種（国際取引が原則禁止されている種）を国際希少野生動植物種に指定し、国内での取引も規制している。35種と2科のカメ目がこれに該当する。国際希少野生動植物種も、国内での取引が原則禁止されているが、ワシントン条約により規制がなされるより以前に日本に輸入されていた個体や、そのような個体から繁殖した子孫は、環境省への個体の登録という手続きをおこなえば、例外的に商業目的の売買を含めた国内取引が認められる。

生態系や人の生活への外来生物による被害を防止するための「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法、平成16年法律第78号）」で特定外来生物として利用・

飼育・取引が禁止されているカメ目は、カミツキガメ、アカミミガメ、ハナガメおよびハナガメと他のイシガメ属との交雑3種である。ただし、アカミミガメについては、国内で既に100万頭以上が飼育されているため、飼育禁止の規制は現実的ではないため規制対象外であり、新たな輸入や販売、野外への遺棄が禁止されている（条件付特定外来生物）。

また、一部のカメは、人に危害を与える恐れのある特定動物として、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法、昭和48年法律第105号）」で飼育・保管が禁止されている。カメ目では、カミツキガメ科のうち、カミツキガメ以外（特定外来生物に指定されているため、除外されている）の全種、すなわちワニガメ属がこの特定動物とされている。

3 違法取引

過剰な利用が野生個体の絶滅のおそれを高めたり、利用される場所の生態系や人の暮らしに悪影響を及ぼしたりしないよう、上述のとおり条約やさまざまな国内の法令で野生動物の取引は規制されている。しかし、残念ながら、こうした持続可能な利用を目指すルールを破る事例も少なくない。

爬虫類は、ワシントン条約に違反して、日本へ

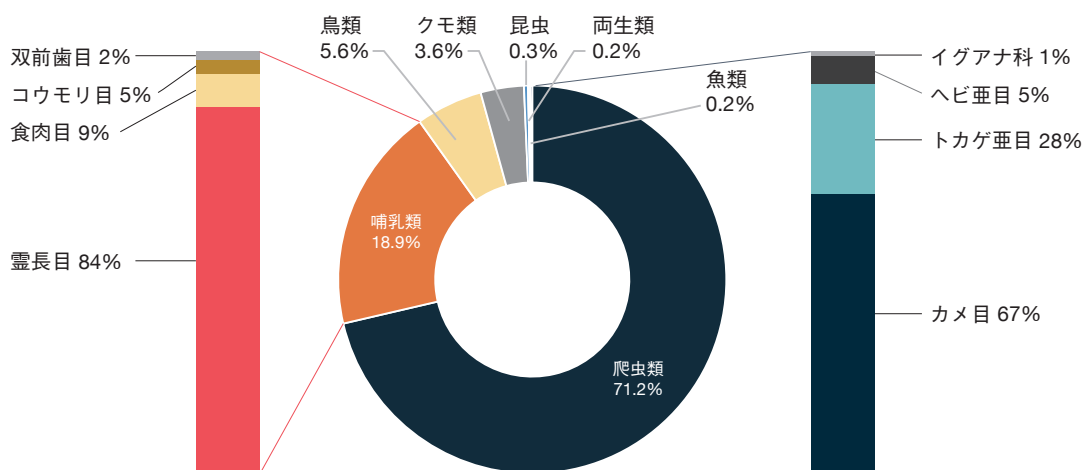


図6 日本税関によって差し止められた動物の分類学的構成 (N=1,161) (2007-2018年)

[文献9] より引用]

持ち込もうとする密輸の対象とされることが最も多いグループである (図6)⁹⁾。

2025年7月には、日本人の男がインドホシガメ *Geochelone elegans* 等をタイから日本へ密輸しようとした容疑で逮捕された¹⁰⁾。2024年11月にもニシクイガメ *Malayemys* spp. やセレベスリクガメ *Indotestudo forsteni* の密輸事件が関西空港で発覚した¹¹⁾。

逆に日本から違法にカメを持ち出そうとする事件も起こっている。2015年にニホンイシガメおよびミナミイシガメ、計391頭を中部国際空港から無許可で持ち出そうとして、差し止められた事件があった¹²⁾。2018年には、リュウキュウヤマカメ60頭が香港の空港で押収された¹²⁾。

密輸事件の背景には、消費国での高い需要がある。密輸というリスクを冒してもそれに見合うだけの利益が得られるからこうした違法取引がおこなわれる。

4 日本産カメの需要

図7に示すとおり、過去15年間の日本からの

生きたカメ目の輸出量を見ると、2015年に高いピークがある。輸出先は、年によって多少異なるが、この期間を通じて主に韓国、台湾、香港、中国という東アジアの国々である。2015年の総輸出頭数の97%は、香港向けであった。貿易統計では、取引された種までは記録されていない。ワシントン条約附属書掲載種の取引は、原則種レベルで記録されているため、この記録を確認すると94.6% (21,037頭) がニホンイシガメで、しかもその約7割が野生捕獲された個体だったことがわかる。次に輸出頭数が多かったのは香港向けのミナミイシガメ (1,120頭) で、こちらはすべてが野生捕獲個体であった。日本産カメの需要があるのは、東アジアだけではない。2017年におこなった南西諸島固有の爬虫類両生類生体の欧米のオンライン取引調査において、最も広告されていた個体数が多かったカメは、ヤエヤマイシガメだった¹³⁾。現在も、米国のサイトにおいて300USD前後で販売広告が出ている (筆者調べ)。

このような輸出増加によって、野生個体が減少したとして、環境省は、2015年にミナミイシガメ (含ヤエヤマイシガメ) の野生捕獲個体およびニホンイシガメの一定サイズ以上の野生捕獲個体の

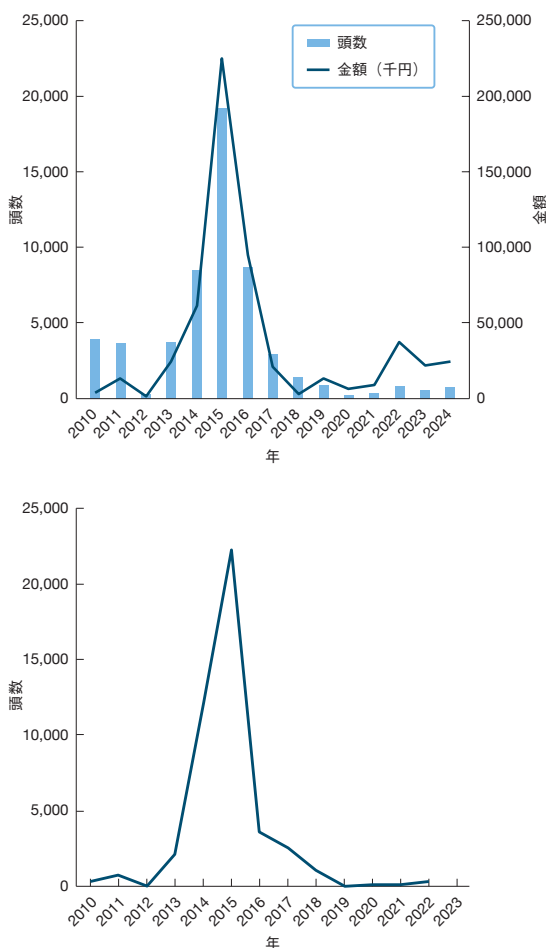


図7 日本からのカメの輸出

上：日本からの生きたカメ輸出品／輸出額の推移 (2010～2024年)

[出典：文献21)]

下：ワシントン条約附属書に掲載されているカメ目 (生体) の日本からの輸出品の推移 (2010～2023年)

[出典：文献22)]

輸出を停止する方針を示した¹⁴⁾¹⁵⁾。この方針は現在も維持されている (環境省野生生物課 私信, 2025/8/7)。

5 おわりに

カメを含むエキゾチックアニマルのペット飼育は、今や世界中に広がっている¹⁶⁾。動物を飼うことで初めてわかることもある。また、他の生き

ものへの理解を深めるという意義や情操教育上の利点もある。しかし、海外や国内の他の地域を本来の生息地とする野生動物をペット飼育することには、さまざまなリスクが伴う¹⁷⁾。特に希少性の高い種の場合、ペット目的の捕獲や、繁殖させるための親個体の捕獲がその種の絶滅のおそれが高めるリスクがあるし、高価な種は密猟や密輸など違法取引を助長させるリスクが高くなる。かつて日本が世界一の輸入大国であったところから現在まで人気の高いインドホシガメは、高いレベルで保護されているが、現在も絶滅危惧種に選定されていて、その主な脅威の一つがペット目的の密猟とされている¹⁸⁾¹⁹⁾。

また、野生動物のペット利用は、遺棄や逸走が原因で、その動物が野生化し、在来種や生態系に悪影響を与えるというリスクもはらんでいる。特に寿命の長い動物の場合は、長寿であることが飼育者の負担となり、遺棄されやすい傾向があるという²⁰⁾。カメはまさにこれに該当する動物である。第二のインドホシガメ、アカミミガメを生み出さないよう、カメを飼おうと思う者／飼育者は、その責任を十二分に認識する必要がある。

筆者は、環境NGOの一員として、引き続き、カメ目を含む爬虫類の生体取引についてモニタリングを継続するとともに、持続可能な利用に向け、規制の適正化、事業者の自主規制と消費者の意識・行動変容を求めている。

〔文献〕

- 1) WWFジャパン. 問われる日本の責任, 日本市場で人気の9種の爬虫類に関する取引調査. p.91 (WWFジャパン 2025).
- 2) Digirolamo, R. Understanding pet reptile preferences in Japan: An analysis using Yahoo! Chiebukuro and Google Trends. *Herpetological Journal* (35), 46-154 (2025).
- 3) Wakao, K. Review of import trends and trade regulations of live Testudines in Japan. *Chelonian Conservation and Biology* 23(2), 169-175 (2024).
- 4) Janssen, J. Valuable varanoids: Surveys of reptile traders in Japan reveal monitor lizards without import records. *Biauwak* 12(2), 84-90 (2018).

- 5) Wakao, K., Janssen, J. & Chng, S. Scaling up: The contemporary reptile pet market in Japan. *TRAFFIC Bulletin* 30(2), 64–71 (2018).
- 6) Sigaud, M., Kitade, T. & Sarabian, C. Exotic animal cafes in Japan: A new fashion with potential implications for biodiversity, global health, and animal welfare. *Conservation Science and Practice* 5(2), e12867, <<https://conbio.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1111/csp2.12867>> (2023).
- 7) UNEP The Species+ Website. Nairobi, Kenya. Compiled by UNEP-WCMC, Cambridge. Viewed 2025/08/03 <www.speciesplus.net.> (2025).
- 8) 日本爬虫両棲類学会. 日本産爬虫両生類標準和名リスト. 取得日 2025年8月20日 <https://herpetology.jp/wamei/index_j.php> (2025).
- 9) Kitade, T. & Naruse, Y. Crossing the red line: Japan's exotic pet trade. (TRAFFIC, 2020), <https://www.traffic.org/site/assets/files/12923/crossing_the_red_line_jp.pdf>.
- 10) Yahoo!ニュース: 菓子の缶から“カメ”日本人逮捕 タイから密輸しようとした疑い, 取得日 2025年7月31日 <<https://news.yahoo.co.jp/articles/5d7e8bc50cd08e885e958991a5fe083db5365a5b>> (2025).
- 11) 日本経済新聞. 希少なカメを密輸未遂疑い 大阪府警, 男を逮捕. 2025年7月2日夕刊 (2025).
- 12) TRAFFIC Wildlife Trade Portal. Viewed 2025/08/06 <<https://www.wildlifetradeportal.org/dashboard>> (2025).
- 13) 若尾慶子. 南西諸島固有 両生類・爬虫類のペット取引. pp.18 (TRAFFIC, 2018), <https://www.wwf.or.jp/activities/data/20180523_wildlife01.pdf>.
- 14) 環境省. 報道発表一覧, 亜種やエヤマインガメを含む種ミナミインガメの輸出に係る助言の停止について. 取得日 2025年8月3日 <<https://www.env.go.jp/press/100984.html>> (2015).
- 15) 環境省. 報道発表一覧, ニホンインガメの輸出に係る助言の実施方針について. 取得日 2025年8月3日 <<https://www.env.go.jp/press/101740.html>> (2015).
- 16) Auliya, M. *et al.* Trade in live reptiles, its impact on wild populations, and the role of the European market. *Biological Conservation* 204(A), 103–119 (2016).
- 17) WWFジャパン. 野生動物のペット利用の課題とWWFジャパンの取り組み. 取得日 2025年8月6日 <<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/5099.html>> (2022).
- 18) Choudhury, B. C., de Silva, A. & Shepherd, C. *Geochelone elegans*. *The IUCN Red List of Threatened Species* 2020 e.T39430A123815345, <<https://dx.doi.org/10.2305/IUCN.UK.2020-2.RLTS.T39430A123815345.en.>> (2020).
- 19) 亀岡晶子, 清野比咲子. 日本のにおける淡水ガメ, リクガメの市場調査. (トラフィック イーストアジア ジャパン, 2005), <<https://www.trafficj.org/publication/TJ-livetortoise-2005.pdf>>.
- 20) Warwick, C., Steedman, C., Jessop, M. & Arena, P. Exotic pet suitability: Understanding some problems and using a labeling system to aid animal welfare, environment, and consumer protection. *Journal of Veterinary Behavior* 26, 17–26, <<https://doi.org/10.1016/j.jveb.2018.03.015>> (2018).
- 21) 財務省. 貿易統計. 取得日 2025年8月3日 <<https://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>> (2025).
- 22) UNEP-WCMC CITES Trade Database. CITES Secretariat. Viewed 2025/08/03 <<https://trade.cites.org/#>> (2025).
- 23) 沖縄県. 沖縄県希少野生動植物保護条例における指定希少野生動植物種. 取得日 2025年8月3日 <https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/004/865/221220_siteikisyousyu.pdf> (2025).
- 24) 環境省. 種保存法における規制対象種一覧. 取得日 2025年8月3日 <<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>> (2025).
- 25) 環境省. 外来生物一覧, 日本の外来種対策. 取得日 2025年8月3日 <<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>> (2025).
- 26) 環境省. 特定動物の飼養または保管の許可について, 動物の愛護と適切な管理. 取得日 2025年8月3日 <https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/danger.html> (2025).



若尾 慶子 Keiko Wakao

WWF ジャパン野生生物グループ コンサベーション
オフィサー

筑波大学大学院環境科学研究科修了後、医療機器商
社、海外青年協力隊を経て、2014年WWF ジャパン
へ入局。TRAFFIC でペット取引される両生類・爬

虫類の調査や政策提言を実施。淡水プロジェクトのコミュニケーション、
助成金担当をおこない、2021年より野生生物グループおよびTRAFFIC
で「ペット利用される野生動物の日本市場の変容・需要削減プロジェクト」
を担当している。専門分野は、野生生物の取引監視。主な著書に、
SDGsと環境教育：地球資源制約の視座と持続可能な開発目標のための
学び（分担執筆、学文社、2017）、南西諸島固有 両生類・爬虫類のペッ
ト取引（TRAFFIC, 2018）がある。